

令和2年7月14日

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する指示について

中部経済産業局は、社会人向け教育サービスを提供する訪問販売業者であるガッコウプラス株式会社（本社：名古屋市）（以下「同社」という。）に対し、令和2年7月14日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指示しました。

1. 訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結について勧誘をするためのものであることを告げること。また、営業所等において、特定商取引法第2条第1項第2号に規定する特定顧客と役務提供契約を締結したときは、遅滞なく（同法第4条ただし書きに該当するときは、直ちに）その役務提供契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に交付すること。
2. 今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について報告すること。
3. 違反行為の再発防止策を講じ、社内のコンプライアンス体制を構築した上で、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について報告すること。

なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中部経済産業局長が実施したものです。

また、本件は、中部経済産業局と愛知県が連携して調査を行い、愛知県も令和2年7月14日付で同社に対する特定商取引法に基づく行政処分（指示）を行いました。

1. 処分対象事業者

- (1) 名 称：ガッコウプラス株式会社
(法人番号：9180001116645)
- (2) 所在地：愛知県名古屋市中区大須二丁目10番45号
- (3) 代表者：代表取締役 杉本 純一（すぎもと じゅんいち）
- (4) 設 立：平成26年11月25日
- (5) 資 本 金：200万円
- (6) 取引類型：訪問販売
- (7) 提供役務：自己啓発セミナー等

2. 特定商取引法に違反する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）（特定商取引法第3条）
- (2) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第5条第1項）

3. 同社に対する指示の詳細は別紙のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

中部経済産業局 産業部 消費経済課 電話 052-951-2560
（消費経済課長：中井、担当：横山）

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターはこちら。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙)

ガッコウプラス株式会社に対する行政処分の概要

1. 事業概要

ガッコウプラス株式会社（以下「同社」という。）は、営業所等において、同社の従業員及び同社が勧誘行為の実施を委託する事業者（個人事業主を含む。以下「同社代理店」という。）をして、SNSのメッセージ機能により、コミュニケーション能力等の向上を目的とするセミナー等の社会人向け教育サービス（以下「本件役務」という。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所その他特定の場所への来訪を要請することにより誘引した者（以下「本件特定顧客」という。）から本件役務提供契約の申込みを受けさせ、又は本件特定顧客と本件役務提供契約を締結させていることから、このような同社が行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

2. 処分の内容

同社に対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、以下のとおり違反行為の是正等を指示した。

- (1) 訪問販売に関して、次の事項を遵守すること。
 - ア 訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結について勧誘をするためのものであることを告げること。
 - イ 営業所等において、特定商取引法第2条第1項第2号に規定する特定顧客と役務提供契約を締結したときは、遅滞なく（同法第4条ただし書きに該当するときは、直ちに）、主務省令の定めるところにより、同条各号の事項（同条第5号の事項については、役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその役務提供契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に交付すること。
- (2) 特定商取引法第3条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）及び同法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和2年8月14日までに、中部経済産業局長宛てに文書により報告すること。
- (3) 前記(2)の違反行為の再発防止策を講じ、社内のコンプライアンス体

制を構築した上で、前記（２）記載の検証結果と併せて、これらを同社の役員及び従業員に周知徹底するとともに、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、令和２年８月１４日までに、中部経済産業局長宛てに文書により報告すること。

3. 処分の根拠となる法令の条項
特定商取引法第７条第１項

4. 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「訪問販売に係る取引の公正及び」「役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがある」と認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）（特定商取引法第３条）

同社は、遅くとも令和元年６月以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「今、学校みたいな学びの場があって、そこで勉強している」、「一回見学来てみる」、「セミナーが受けられる環境がある」、「俺と一緒に聞きに行こうよ」などと告げるのみで、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていない。

(2) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第５条第１項）

同社は、遅くとも平成３１年４月以降、営業所等において、本件特定顧客と本件役務提供契約を締結したときに、本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付しているが、当該書面のうち、本件役務提供契約締結時までに本件役務の対価である受講料金の２年間分のうち一定額以上の支払を完了していない本件特定顧客に交付していた書面に、次のアからオまでの事項を記載していない。

ア 特定商取引法第４条第２号に規定する役務の対価

イ 特定商取引法第４条第３号に規定する役務の対価の支払の時期及び方法

ウ 特定商取引法第４条第４号に規定する役務の提供時期

エ 特定商取引法第４条第５号に規定する役務提供契約の解除に関する事項

オ 特定商取引に関する法律施行規則（昭和５１年通商産業省令第８９号）第５条第２項に規定する赤枠の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」

5. 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示））

同社代理店であるZは、令和元年6月から同年8月までの間に、消費者Aに対し、SNSのメッセージ機能により、本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げることなく、「予定合わせてご飯でも行こーよ」、「大須でも良い??」などとメッセージを送ってAを名古屋市内の地下鉄の駅に呼び出した。Aは、Zとの面会当日、名古屋市内の地下鉄の駅でZと合流した後、名古屋市内の喫茶店に場所を移し、Zから「おもしろい人がいるから、今度連れてくるよ、一緒に遊ぼう」、「先輩を紹介してあげる」などと言われ、さらにその数日後、Aは、再度Zと名古屋市内の喫茶店で面会した。ここまでの時点で、Zは、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨をAに告げることにはなかった。Zは、Aに対し、「今、学校みたいな学びの場があって、そこで勉強している」、「一回見学来てみる」などと本件役務提供契約の締結について勧誘をし、Aは、その翌日（同年6月から同年8月の間）、同社の営業所において、本件役務提供契約を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示））

同社代理店であるYは、令和元年6月から同年8月までの間に、消費者Bに対し、SNSのメッセージ機能により、本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げることなく、「13時に大須とか来れますか?」、「めちゃくちゃ美味しいカフェ知ってるからいきませんか?」などとメッセージを送ってBを名古屋市内の地下鉄の駅に呼び出した。Bは、Yとの面会当日、名古屋市内の地下鉄の駅でYと合流した後、名古屋市内の喫茶店に場所を移し、Yから「すごい人がいる、今呼んであげる」などと言われた後、同喫茶店において、同社の従業員Xを紹介された。ここまでの時点で、Y及びXは、本件役務提供契約の締結に勧誘をする目的である旨をBに告げることにはなかった。Y及びXは、Bに対し、「セミナーが受けられる環境がある」、「そこには夢を持っている人、いろいろな志がある人が大勢いて、仲間ができる」、「詳しく話を聞きたかったら連絡して」、「俺と一緒に聞きに行こうよ」などと告げるなどして本件役務提供契約の締結について勧誘をし、Bは、後日（同年6月から同年8月までの間）、同社の営業所において、本件役務提供契約を締結した。